

報告第 2 号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定に基づき、訴えの提起について裏面調書のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 3 0 年 2 月 2 1 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

訴えの提起調書

専決処分年月日	相手方	事件の概要	訴訟遂行の方針
平成 30 年 1 月 26 日	足立区椿在住者	足立区は、生業資金貸付金の償還金を滞納した相手方に対し、次のとおり東京地方裁判所に訴えの提起をする。 1 未償還金(元金及び利子) 1,599,609 円の支払 2 1 の元金に対する遅延損害金の支払 3 訴訟費用の支払	弁護士を訴訟代理人と定め、訴訟を遂行する。
平成 30 年 1 月 26 日	神奈川県相模原市在住者及び荒川区東尾久在住者	足立区は、生業資金貸付金の償還金を滞納した相手方に対し、次のとおり東京地方裁判所に訴えの提起をする。 1 未償還金(元金及び利子) 1,599,609 円の支払 2 1 の元金に対する遅延損害金の支払 3 訴訟費用の支払	弁護士を訴訟代理人と定め、訴訟を遂行する。
平成 30 年 1 月 26 日	江戸川区松島在住者	足立区は、生業資金貸付金の償還金を滞納した相手方に対し、次のとおり東京簡易裁判所に訴えの提起をする。 1 未償還金(元金及び利子) 1,599,609 円の支払 2 1 の元金に対する遅延損害金の支払 3 訴訟費用の支払	弁護士を訴訟代理人と定め、訴訟を遂行する。
平成 30 年 1 月 26 日	足立区南花畑在住者	足立区は、生業資金貸付金の償還金を滞納した相手方に対し、次のとおり東京簡易裁判所に訴えの提起をする。 1 未償還金(元金及び利子) 1,599,609 円の支払 2 1 の元金に対する遅延損害金の支払 3 訴訟費用の支払	弁護士を訴訟代理人と定め、訴訟を遂行する。
平成 30 年 1 月 26 日	埼玉県草加市在住者	足立区は、生業資金貸付金の償還金を滞納した相手方に対し、次のとおり東京簡易裁判所に訴えの提起をする。 1 未償還金(元金及び利子) 1,599,609 円の支払 2 1 の元金に対する遅延損害金の支払 3 訴訟費用の支払	弁護士を訴訟代理人と定め、訴訟を遂行する。
平成 30 年 1 月 26 日	神奈川県平塚市在住者	足立区は、生業資金貸付金の償還金を滞納した相手方に対し、次のとおり東京簡易裁判所に訴えの提起をする。 1 未償還金(元金及び利子) 1,599,609 円の支払 2 1 の元金に対する遅延損害金の支払 3 訴訟費用の支払	弁護士を訴訟代理人と定め、訴訟を遂行する。